

保証人保護のための、保証人に対する情報提供義務

項目		契約締結時の情報提供義務	主債務の履行状況に関する情報提供義務	主債務者の期限の利益の喪失に関する通知義務
法文		民法465条の10	民法458条の2	民法458条の3
情報提供時点		保証契約締結前	保証契約締結後	
		保証の委託時	保証人の請求時	債権者が主債務者の期限の利益の喪失を知った時から2か月以内
主債務の内容による限定		事業のために負担する債務	限定なし	限定なし
義務者		主債務者	債権者	債権者
保証人の属性	個人／法人	個人	○	○
		法人	×	×
	委託を受けた保証人に限定されるか。		限定	限定
提供対象情報		一 財産及び収支の状況 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容	①主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無 ② ①の残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額	主債務者が期限の利益を喪失したこと

保証人保護のための、保証人に対する情報提供義務

項目	契約締結時の情報提供義務	主債務の履行状況に関する情報提供義務	主債務者の期限の利益の喪失に関する通知義務
法文	民法465条の10	民法458条の2	民法458条の3
義務者が義務に違反した場合	<p>① 主債務者が情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供した。</p> <p>② 委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした。</p> <p>③ ①と②との因果関係</p> <p>④ 主債務者が情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができた。</p> <p>→ 保証人は、保証契約を取り消すことができる。</p>	<p>明文規定はなく、解釈問題</p>	<p>主債務者が期限の利益を喪失した時から債権者が通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。</p>